

有料施設使用料の減免取扱基準

川崎市都市公園条例（以下「条例」という。）第8条第1項および条例施行規則第6条第1項に規定する有料施設の使用料の減免については、以下のとおり取扱う。

1 減額（施設ごとの適否は別表による）

次の各号の一に該当する場合は、使用料を1/2減額する。

- (1) 市内小・中・高等学校生徒が行う各種競技大会及びクラブ活動
- (2) 市内青少年団体が行う各種競技大会
- (3) 市スポーツ協会が行う各種競技大会
- (4) 県体育協会が行う各種競技大会

2 免除（施設ごとの適否は別表による）

次の各号の一に該当する場合は、使用料を免除する。

- (1) 教育委員会が主催する学校生徒の各種競技大会
- (2) 本市又は教育委員会が主催する各種競技大会
- (3) 身体障害者等の行う各種競技大会
- (4) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添者が使用するとき
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添者が使用するとき
- (6) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者及びその他付添者が使用するとき

3 第1号及び第2号の規定は、条例第8条の2に規定する野球場の利用料の減免について準用する。

附則

この取扱基準は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この取扱基準は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この取扱基準は、平成25年10月31日から施行する。

附則

この取扱基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この取扱基準は、平成29年3月29日から施行する。

(別 表)

有料施設	附属施設	減免の 適否
陸上競技場	陸上競技場本体	○
	陸上競技場照明施設	×
	陸上競技場第1特別室	×
	陸上競技場第2特別室	×
	陸上競技場会議室	×
	陸上競技場シャワー室	×
	陸上競技場ロッカー室	×
	陸上競技場放送室	×
	陸上競技場テレビ中継室	×
	陸上競技場ラジオ中継室	×
	陸上競技場大型映像装置	×
	陸上競技場写真判定室	×
補助競技場		○
運動広場		○
野球場	野球場本体	○
	野球場照明施設	×
	野球場会議室	×
	野球場シャワー室	×
	野球場ロッカー室	×
屋内野球練習場		○
サッカー場	サッカー場本体	○
	サッカー場照明施設	×
テニスコート	テニスコート本体	○
	テニスコート照明施設	×
バレーボール場		○
相撲場		○
弓道場		○
水泳プール		○
釣り池		○
野外音楽堂		○